

第2章 米子城跡を取り巻く環境

第1節 自然、地理的環境

1 立地

国史跡米子城跡は、鳥取県米子市の中心市街地の西側、加茂町から久米町にかけて所在する近世城郭である。JR米子駅から北西 700m に位置し、城郭は中海に張り出した標高 90.1m の湊山を中心として築かれている。

米子市は、鳥取県最西端に位置し、東は大山西麓に接し、北は美保湾、西は中海に面している。市域の地形は、大きく分けて日野川下流域に広がる平野部と、それを取り囲む丘陵部に大別される。丘陵部は大山のほか中国山地から続く丘陵性山地と、大山火山に起因する火山性台地で構成される。日野川は、中国山地の道後山・三国山に源を発する一級河川で、大山の西麓を日本海に向かって北流し、米子市と日吉津村の境で日本海に注ぐ。米子平野は、日野川・法勝寺川・佐陀川により形成された、扇状地性の沖積平野である。平野部は旧地形を河川堆積物の多量の土砂で披覆して、現在の地形を形成している。日野川下流域から弓ヶ浜にかけては、日野川の沖積作用と日本海から寄せる大量の砂で幅約 4 km、長さ約 17 km の弓ヶ浜砂州が形成されている。丘陵南側には新加茂川流域に低湿地が展開している。この砂州により、市の北西には汽水湖である中海が形成されている。この中海は松江市の大橋川を通じて宍道湖に繋がっている。

米子城跡は、中海に面する湊山及び飯山に位置する。地形的には米子平野と砂州を取り囲む法勝寺丘陵性山地の西端が湊山にあたり、山の北側は流紋岩、南西側は安山岩で形成されている。飯山は湊山の東にある標高約 50m の山で、流紋岩からなる。かつては高温石英や低温石英（水晶）を産出した。丘陵先端部の中海に張り出した山頂に築かれた天守は、水運の要衝を占地して、城下を一望できる。

2 植生

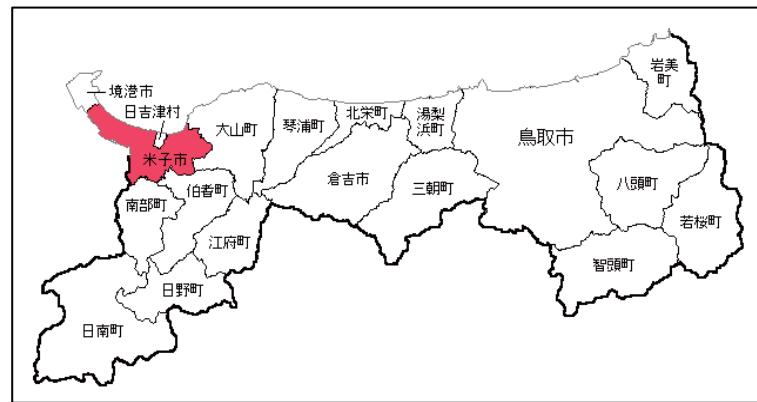
米子城跡の植生の特色は、中心市街地にありながら、シイ、カシの照葉樹林の極相林として自然度の高い森であることである。山稜部は起伏の多い地形のため植生は単純ではなく、各斜面によって構成種に違いがあり、シラカシ林・タブノキ林・カゴノキ林が接しながら混成し、特に高木は北東側にカゴノキ、南西側にタブノキ、南東側にシラカシが多く見られる。市内のほかのスダジイ林と異なる点は、高木・亜高木にカゴノキが多く見られることと、低木にアリドオシ属のコバノニセジュズネノキが見られることである。このコバノニセジュズネノキ・カゴノキ等の樹木は、中海に面する山や神社の社叢を特徴づける木である。南西側や北東側に群落を形成しているヤブツバキは湊山を代表する花で、北東側斜面に自生するヤブツバキは巨樹も多い。また、中海に面していることから、暖地要素のクロガネモチ・ヤマモモ・モッコク、海岸要素のヒメユズリハ・ヤブニッケイ・トベラ・マサキ、といった様々な要素を持った植物が生えていることも特徴的である。このうち、クロガネモチは島根県安来市十神山に自生が多い樹木であるが、米子以東では殆ど見られず、分布限界域を示す植物である。このように、米子城跡は米子市街地中心部に位置しているにもかかわらず、多様な在来種が見られ、市域本来の暖温帶照葉樹林特有の植生を保持していることがわかる。ただし、江戸時代の米子城絵図にはマツが主に描かれており、また明治 11 年(1878)頃の写真にも天守付近にはマツが生えていることから、現在の植生は、廃城

後の明治時代以降に形成された植生であると考えられる。

また、湊山公園入口には米子城築城時に植えられたといわれる「潮止め松」があり、市指定天然記念物に指定されている。



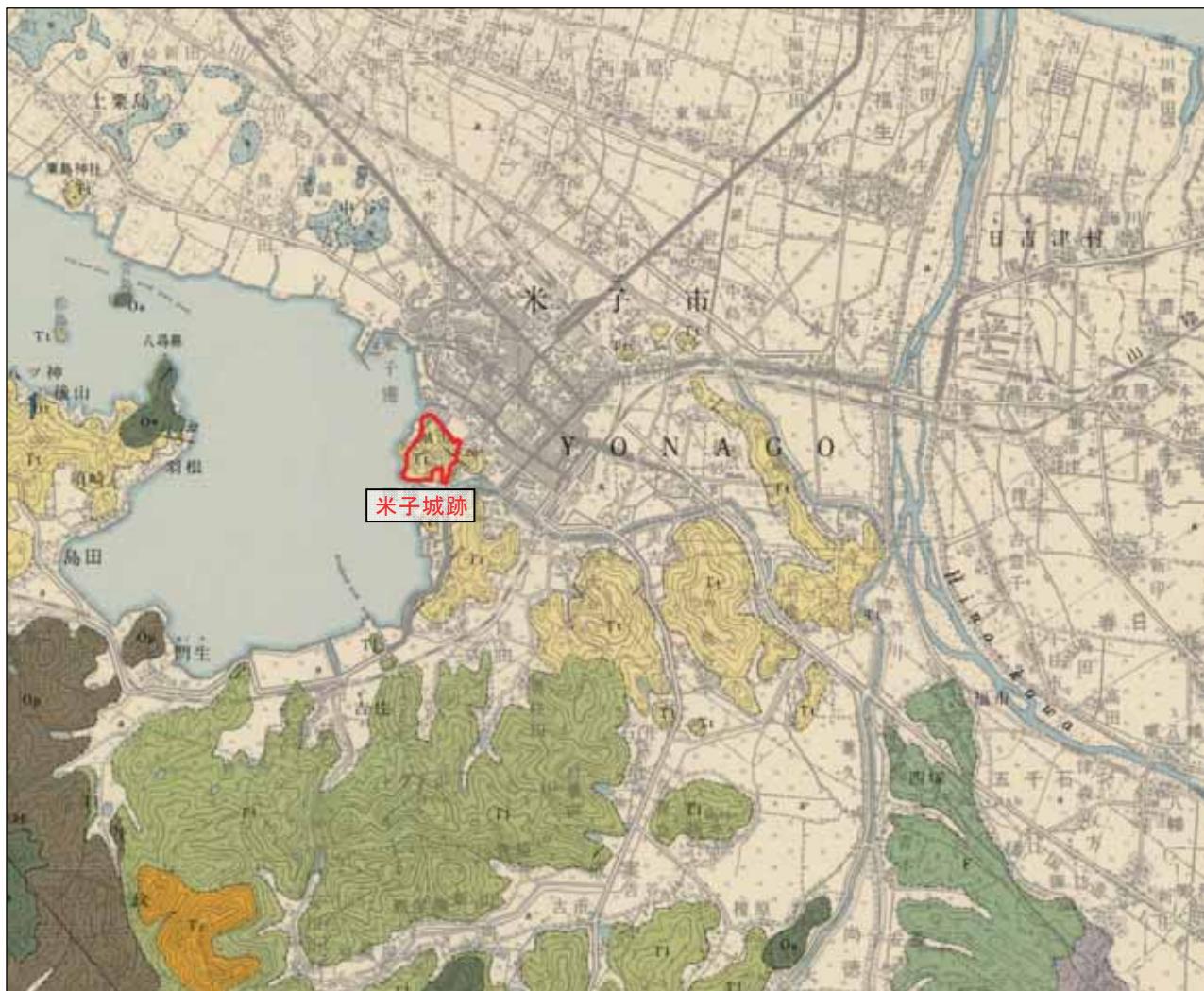
鳥取県の位置



米子市の位置



史跡米子城跡位置図



米子城跡周辺の地質図

	安山岩火山礫凝灰岩
	流紋岩熔岩
	流紋岩凝灰角礫岩及び火山礫凝灰岩
	流紋岩凝灰岩及び火山礫凝灰岩

3 動物相

米子城跡のある湊山の一帯は、標高 90.1mで、城の建物がなくなってから約 140 年が経ち、自然豊かな現況となっている。大型哺乳類はみられず、小・中型哺乳類、爬虫類、両生類、鳥類、昆虫類等の一般的な動物が生息している。一帯は、中海国設鳥獣保護区内にあり、都市に隣接する山としては植林や外来植物の侵入も少なく、自然林で覆われた貴重な暖帯林の森林特性を保ち、鳥類の好む果実を多くつけるため、野鳥類が多く生息する。

その他モグラ、トカゲ、ヘビ、カエル等の市内で一般的な哺乳類や爬虫類、両生類等が生息している。昆虫類では市内で一般的にみられるトンボや蝶、セミ等が生息する。蝶類はアオスジアゲハやスジグロシロチョウ等が見られ、カラスザンショウやエノキ等の食草付近では頻繁に観察することができる。

第2節 社会的環境

1 米子市の市勢

米子市は、鳥取県の西端、山陰のほぼ中央に位置し、北西部で境港市、西部で島根県安来市、南部で南部町・伯耆町、東部で大山町、北東部で日吉津村に接している。

市域の総面積は鳥取県全体の約3.8%にあたる132.21km²、人口は、鳥取市に次ぐ県内第2位の148,424人、世帯数は66,685世帯（平成31年（2019）1月31日現在の住民基本台帳）となっている。

鳥取県西部圏域の中心都市として位置付けられ、近隣の境港市・安来市・松江市・出雲市の各都市圏と県境をまたいで中海・宍道湖経済圏を形成し、長い歴史の中で地域の文化、伝統を育み、人、モノ、文化等の交流拠点として重要な役割を担ってきた。

本市は、古くから出雲、備中、因幡への分岐点として繁栄してきた。吉川広家が米子城を築いた頃から本格的なまちづくりが始まり、江戸時代初期の中村氏や加藤氏が城主であった時代に城下町としての骨格が形成された。堀を利用した海陸交通の条件に恵まれたこと也有って、後に「山陰の大阪」とも呼ばれるようになる等、商業の町として発展してきた。

そして、市域を囲むように、西には汽水湖として日本で2番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海があり、北には壮大に広がる日本海や白砂青松の弓ヶ浜、東から南にかけては、「伯耆富士」とも呼ばれる秀峰大山やそれに連なる中国山地の山々、丘陵地がある等、豊かな自然景観が広がっており、これらはすべて、変化に富んだパノラマ景観として市街地の景観も含め米子城跡から一望することができる。

また、こうした自然景観のほかに、中心市街地の旧加茂川・寺町周辺地区等では、米子城跡や城下町等の歴史を物語る町並みや文化財等が歴史的景観を形成している。

2 交通

米子城跡の最寄り駅であるJR米子駅は、山陰本線、伯備線、境線の結節点となっており、松江・鳥取両方面からは山陰本線、岡山方面からは伯備線、境港方面からは境線を利用することができる。またJR米子駅前は、東京、大阪、神戸、京都、広島、福岡方面を結ぶ長距離バスの発着点にもなっている。米子城跡は、本市の中心市街地にあり国道9号に接しているため、市内各所からのアクセスが良好である。JR米子駅を起点にすると、米子城跡は西へ約1kmと比較的近い距離にあり、駅の正面口に直結する駅前通り（県道）を約700m北西に直進し、国道9号との交差点を左折すれば、すぐに湊山山頂にある本丸石垣が視認できる。米子城跡への入口のひとつである二の丸枡形までは、駅から徒歩で約10~15分の所要時間である。

空路では、米子空港（愛称「米子鬼太郎空港」）と羽田空港を約75分で結ぶ東京便が1日6便就航しており、米子空港からタクシー等を利用して米子城跡へ行く場合は、都市計画道路米子駅境線で約25分、米子空港からJR境線を利用してJR米子駅まで行く場合は、約25分の所要時間である。

自家用車等で米子城跡にアクセスする場合は、境港からは弓ヶ浜を南北に走る中海側の都市計画道路米子駅境線を利用して約30分、美保湾側の国道431号から国道9号を経由すると約40分の所要時間である。米子市近郊からのアクセスは、鳥取方面、松江方面からは国道9号を、日野

郡、西伯郡方面からは国道 180 号、181 号を利用する。

遠方からのアクセスは、山陰道米子道路（岡山方面からであれば中国横断自動車道岡山米子線を経由して）を利用することになるが、米子中インターチェンジまたは米子西インターチェンジが最寄りとなり、そこから約 10 分で米子城跡にアクセスできる。

さらに、中心市街地には、古くから山陰の交通の要衝として栄えた歴史を受け継ぎ、JR 線や高速バス路線、米子道・山陰道の高速道路、米子空港等の交通の結節点としての機能と、宿泊施設や飲食店、米子コンベンションセンター、米子市文化ホール等、来訪者にとって利便性の高い施設が集積しているという地域的特性がある。

3 文化観光資源の分布状況

米子城跡に関する文化財としては、至近の位置にある祇園町の感應寺には米子城主中村一忠の墓所「故伯耆守中村一忠之墓」があり、「中村一忠主従木像三体」とともに市指定史跡となっている。また内町に、米子城下町の商業の隆盛を伝える建造物である国指定重要文化財「後藤家住宅 主屋、一番蔵、二番蔵」があるほか、寺町の心光寺には、江戸時代の庭園様式を伝える、県指定文化財名勝「心光寺庭園」、同じく寺町の妙興寺には、中村一忠に仕えた家老横田内膳村詮にまつわる市指定文化財「横田内膳墓碑及び遺品」、米子市立山陰歴史館には、江戸時代に繁栄した商家の所蔵する工芸品や古文書等の市指定文化財「大谷家資料」、米子城が家老預かりとなってから 11 代にわたり米子城を治めた荒尾家の菩提寺である博労町了春寺には、市指定文化財「荒尾家墓所附荒尾家位牌」、米子市立山陰歴史館と鹿島家には、幕末に米子城四重櫓の改修工事を請け負った証として鹿島家に下賜された市指定文化財「米子城鰐」がある。

また、米子城跡のある湊山の一部を含む都市公園湊山公園には、江戸時代の海岸線を示す市指定文化財天然記念物「潮止め松」や城主加藤貞泰らの菩提寺であった清洞寺の遺構がある市指定文化財史跡「清洞寺跡」等がある。

また、江戸時代に城下町にあった武家屋敷から、昭和になって米子城跡地内に移築した「旧小原家長屋門」も、江戸時代の武家屋敷の建築様式を今日に伝える唯一の建築物として、市の文化財に指定されている。

さらに、これらの文化財や米子市の歴史等に関する資料を収蔵し、展示・公開に供するとともに、調査研究等を行っている文化施設として、米子市の歴史全般に係る資料の



後藤家住宅



荒尾家墓所



米子城鰐(鹿島家蔵)



米子市立山陰歴史館

収蔵展示や調査研究を行う「米子市立山陰歴史館」、埋蔵文化財の調査研究等を行う「米子市埋蔵文化財センター」、福市遺跡や青木遺跡の遺物を中心とした収蔵展示を行う「米子市福市考古資料館」、淀江地区の歴史民俗資料の収蔵展示や国指定史跡上淀廃寺跡のガイダンス機能を持つ「上淀白鳳の丘展示館」がある。

中心市街地は、米子城跡を要として扇型に広がっており、近世に築かれた城下町の名残が多数見られるとともに、近代から現代へとつながる町の発展の痕跡も随所に見ることができる。米子城跡から国道9号沿いに500mほど北東方向へ進んだところにある米子市立山陰歴史館は、米子城跡に関する常設展示等、この地域の歴史を伝える様々な歴史資料等の収蔵展示や教育普及のための講座等を開催している。米子市立山陰歴史館から国道9号をまたいで徒歩3分のところには米子市美術館や米子市立図書館があり、図書館では米子城跡に関する歴史研究会の活動等も行われ、文献資料等を豊富に所蔵し、調査研究に利用されている。

また、米子城跡と城下町のエリアでは、歴史探訪コース等を案内するガイドツアーを行う米子まちなか観光案内所、往時の城下町の風情を残す旧加茂川沿いの景色や中海、深浦からの米子城跡の姿を望むことができる観光遊覧船「加茂川・中海遊覧」があり、観光客等に利用されている。

コンベンションセンター横を流れる加茂川沿いには、米子彫刻シンポジウムの際に制作された野外彫刻を多数配置し、「美しい日本の歩きたくなるみち 500選」に選ばれている彫刻ロードがあり、米子城跡のある湊山のふもとの湊山公園まで続いている。こうしたロケーションであることから、JR米子駅周辺の宿泊客等が、わずかな空き時間を利用して周辺散策を楽しみながら米子城跡に立ち寄ることも多い。

市域全体が比較的コンパクトであり、市内各所に分布する文化観光資源と米子城跡とのアクセスも良好である。



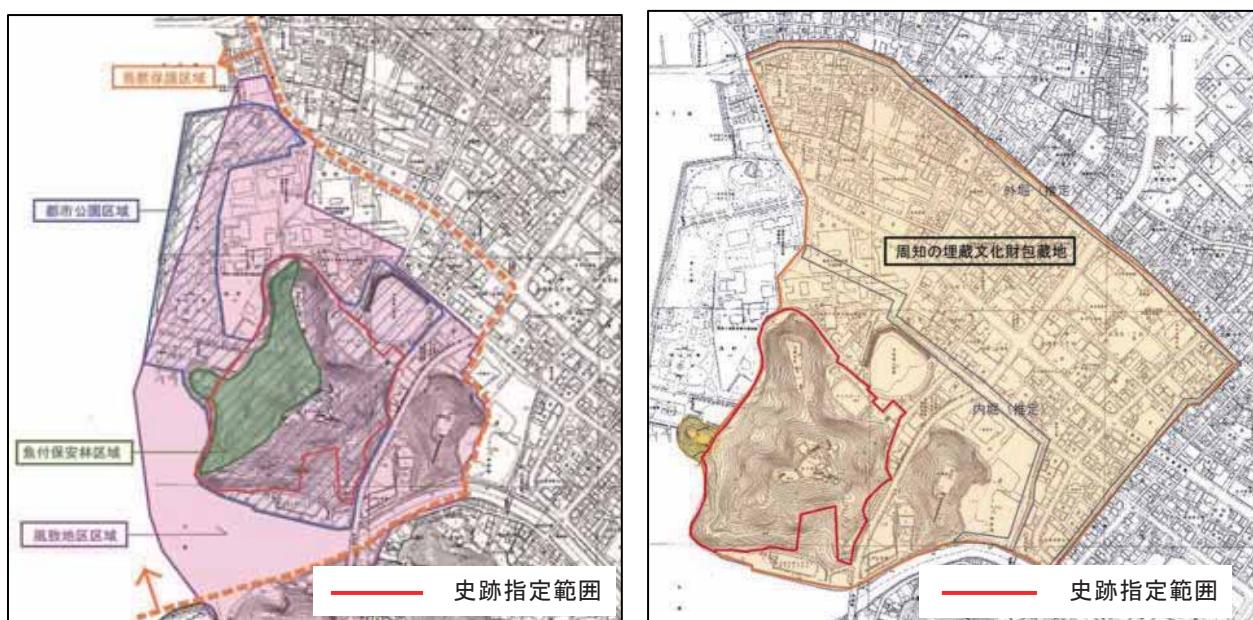
文化財、文化施設等位置図（米子城跡周辺）

4 法規制の状況

(1) 法規制の概要

米子城跡は、文化財保護法、都市公園法、都市計画法、森林法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）等の法令により、規制・保護されている。また、湊山と飯山の一部が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）による「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

現在の史跡指定範囲は本丸・内膳丸・二の丸にとどまっているが、下図「周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲」に示す外堀を含む外堀の内側区域を、周知の埋蔵文化財包蔵地（米子城跡）として、保護を図っている。



法規制区域図

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲

急傾斜地崩壊危険箇所の範囲
土砂災害特別警戒区域の範囲

- 急傾斜地崩壊危険箇所 I
- 急傾斜地崩壊危険箇所 II
- 土砂災害特別警戒区域（指定済）

※鳥取県地理情報公開システム
とっとり web マップ<防災情報>より引用

(2) 法による規制の内容

都市計画や緑の計画等、周辺環境や景観の保全に関する措置を行っている。また、外堀の内側（外堀を含む）を文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として指定し、保護措置を講じている。公有、私有を問わず、都市公園区域として指定している区域、風致地区に指定している区域、周知の埋蔵文化財包蔵地として指定している区域等があり、規制状況は一様ではない。本計画の対象区域に係る関係法令及び規制の内容は次のとおりである。

1) 文化財保護法

本丸（深浦側の一部を除く）、二の丸、内膳丸が、平成18年（2006）に国史跡に指定され、現状変更等を行う場合には、文化財保護法第125条及び文化財保護法施行令第5条に基づく許可が必要である。現在の史跡指定面積は135,131m²である（※公簿上の面積であり、概数）。

また、外堀の内側（外堀を含む）の区域で国史跡指定地以外の区域については、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として指定しており、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合には、民間事業者においては、事前に文化庁長官に届け出を要することとし、国の機関等においては、あらかじめ、文化庁長官に通知しなければならない。

2) 都市公園法

湊山を含む28.5haの区域を総合公園「湊山公園」とし、この区域内にあっては、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設及びその他政令で定める公園施設に限り設置が可能である。

また、特別の場合を除き、公園施設として設けられる建築物の建築面積は、当該公園の敷地面積の2/100以下に制限されている。

3) 都市計画法

本計画対象範囲はすべて都市計画法に基づく市街化区域となっており、1,000m²以上の開発行為には許可が必要である。このうち公園区域を除いた部分が第1種住居地域で、建築物の用途と形態、建ぺい率60%以内、容積率200%以内とする制限がある。

また、本計画対象範囲のうち三の丸の一部を除いた部分が、都市計画法に基づく風致地区に指定され、建築物の高さ15m以下、建ぺい率40%以内、建築物の意匠制限等のほか、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取等について、都市の風致を維持するための規制がある。

4) 森林法

湊山の西側斜面部分の山林については、森林法に基づく魚つき保安林に指定され、区域内での立木の伐採や損傷、下草や落葉もしくは落ち枝の採取、土石もしくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について一定の制限がある。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、湊山公園、栗嶋神社境内地が鳥獣保護区に指定され、鳥獣の保護繁殖のため、鳥獣の捕獲が禁止されている。

また、米子水鳥公園及び中海の水域（一部水域を除く）が、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、干拓等の一定の行為について、環境省の許可が必要である。

（3）条例による規制

1) 米子市文化財保護条例

①現状変更等の制限（第35条）

市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2) 米子市都市公園条例（主な関係条項）

①行為の禁止等（第7条）

都市公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項の許可（以下「公園施設設置等許可」という。）、法第6条第1項若しくは第3項の許可（以下「占用許可」という。）又は次条の規定による許可に係るものについては、この限りでない。

- ・都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・土石、竹木等の物件を堆積すること。
- ・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- ・動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- ・市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- ・市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- ・張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- ・都市公園をその用途外に使用すること。

②行為の制限（第8条）

都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- ・物品の販売又は頒布
- ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための都市公園の全部又は一部を独占しての利用
- ・募金、署名活動その他これらに類する行為
- ・業としての写真又は映画の撮影
- ・興行

第3節 歴史的環境

米子市は旧石器時代からの歴史を持ち、弥生時代の大規模集落跡や古墳時代の遺跡も数多く発見されている。江戸時代には城下町として繁栄しその城下町の商人によって「商都米子」の礎が築かれた。

1 時代概説

(1) 旧石器時代

市域では、旧石器時代の遺構は現在のところ確認されていない。ただし、大山山麓や周辺の台地上では当該期の遺物が出土しているが、キャンプサイト的な遺構としての石器群が検出された例は今のところ確認されていないため、旧石器時代の様相については不明瞭な点が多い。



目久美遺跡出土の縄文土器

(2) 縄文時代

縄文時代初頭より人々の居住が始まっているが、遺跡が本格的に展開するのは、早期の押型文土器段階以降である。

早期末～前期以降は、安定した環境下において集落が形成され、中海や淀江潟の入海に沿った低地と大山の北・西麓の丘陵上に遺跡が集中する。中期には遺跡数が減少し、海岸部では新たな遺跡はみられない。後期・晩期になると、再び遺跡数が増加し、低湿地周辺では小規模遺跡が点在する。



目久美遺跡の水田跡

(3) 弥生時代

縄文時代晩期末から弥生時代に入ると、低湿地化した中海沿岸には、水田が開かれ、周辺の微高地には集落が形成される。弥生時代中期後半になると、丘陵上に集落の形成が始まる。

後期になると、中期から継続する遺跡の他に新しい集落を形成する遺跡が出現する。また、妻木晩田遺跡等で四隅突出型墳丘墓が出現し、弥生時代から古墳時代への墓制の移行期と推測されている。尾高浅山遺跡では弥生時代後期前葉から始まる三重の環濠集落や、後期中葉から末の四隅突出型墳丘墓が検出されている。

海浜砂丘域では、弥生時代の小海退により弓ヶ浜砂州が出現し、古中海湾は潟湖となる。錦町第1遺跡では弥生時代前期～後期の土器が出土しており、博労町遺跡では弥生時代後期～古墳時代前期にかけての拠点集落が検出されており、内浜砂丘域において集落が形成されたのはこの頃からと考えられる。



四隅突出型墳丘墓群
(国史跡 妻木晩田遺跡)

(4) 古墳時代

この時期の米子平野の集落遺跡は主に台地上や丘陵上に分布し



博労町遺跡出土の多量の土器

ているほか、近年、砂丘域においても集落が検出されている。加茂川流域の陰田・新山遺跡群では古墳の造営が始まる。淀江平野には、中期～後期の 50m クラスの前方後円墳が集中する向山古墳群がみられる。西伯耆最大の前方後円墳は、南部町の 100m を超える三崎殿山古墳で、中期の築造と考えられている。後期になると古墳数は爆発的に増加し、多くの群集墳が営まれる。米子平野では横穴墓もみられ、日野川左岸、法勝寺川流域に集中している。



陰田横穴墓群

(5) 古代

古代律令体制下において、伯耆国は『和名類聚抄』によれば河村・久米・八橋・汗入・会見・日野郡の 6 郡 48 郷が記載されている。このうち米子平野の大半に当たる会見郡には、日下・細見・美濃・安曇・巨勢・蚊屋・天万・千太・会見・星川・鴨部・半生の 12 郷が記載されている。『伯耆國風土記逸文』には「相見（会見）郡々家、西北有余戸里」とあり、米子平野西部は「会見郡半生郷」に属する地域とされている。ただしその詳細については不明である。

会見郡家（郡衙）については伯耆町坂長と南部町天万に求める説があるが、近年の発掘調査例の増加から、坂長地区に所在する可能性が高まっている。周辺には、白鳳期の法起寺式伽藍配置をとる寺院で、国重要文化財の石製鷲尾を持つ大寺廃寺や、塔心礎が残存する坂中廃寺等の古代寺院跡がある。淀江町福岡には 7 世紀末に金堂の東側に南北に 3 塔が配置された独特の伽藍配置を持つ上淀廃寺が建てられた。廃寺跡からは国内最古級の壁画や塑像片が出土し、また「癸未年（683 年）」と刻まれた瓦が出土しており、考古学・美術史上注目され、国の史跡に指定されている。

古代山陰道については、大寺廃寺、坂中廃寺、長者屋敷遺跡を通って、伯耆町岩屋谷から南部町天万を抜ける南側のルート、もしくは米子市諏訪から古市を抜ける北側のルートが想定されている。



国史跡 上淀廃寺跡



橋本要害

(6) 中世

中世期の在地領主層として、土着した国司紀氏の子孫と伝えられる紀成盛がいる。彼については、承安元年（1171）大山寺權現堂焼失の翌承安 2 年（1172）大山寺に奉納した厨子銘文に「伯州会東郡地主、本系紀納言」とあることから、会見郡東辺の古代以来の貴族が土着、武士化したものと思われる。

建武 3 年（1336）～4 年（1337）、足利幕府方石橋和義、次いで山名時氏が守護に任命され、以後、室町時代には山名氏の子孫が伯耆を支配する。南北朝以降、山名氏支配下の国人が中小の城館を



石井要害

構え、城下に家臣を集住させる。

その後、中世後期の動乱期になると、国境の交通要衝や山陰道沿いの要地を中心に法勝寺城、柏尾小鷹城、鎌倉城等が築造され、石井要害・橋本要害・新山要害・戸上山城・飯山城・尾高城等の城砦が築かれる。特に標高 287m の要害山上に築かれた新山要害（長台寺城）は出雲・伯耆の国境地域の拠点となっていた。西伯耆の領国支配をめぐる山名氏、尼子氏、毛利氏はこれら諸城を舞台に激しい戦闘を繰り返した。このうち尾高城は慶長 7 年(1602)、中村氏が米子城に入る前の城郭で、西伯耆の要であった。永正年間(1504~20)行松氏は尾高城を居城とし、尼子方、毛利方と城主が変わり、永禄 7 年(1565)には杉原氏、天正 10 年(1582)には吉田氏が城主となり、関ヶ原の戦後は中村一忠が西伯耆の領主となると米子城完成まで居住する。

戦国末期になると、山陰一帯は毛利氏の支配下に入り、天正 19 年(1591)吉川広家は、出雲東半・隱岐・伯耆西半（八橋城と汗入・会見・日野）11 万石を毛利輝元から分与された。月山富田城に入った広家はこの年から中海を臨む水運の適地である米子に新しい城地を選んで湊山に近世城郭を築き始めた。翌文禄元年(1592)、秀吉の命で朝鮮に兵 5 千人を率いて出陣、4 月釜山に渡り、慶尚道から全羅道に転戦するが、翌年 2 月京畿道幸州山城で苦戦負傷する。同年 9 月、病気のため一旦帰国。文禄 3 年(1594)再度渡鮮、同 4 年(1595)にかけて奮戦、同年(1595)10 月帰国、伏見で秀吉に面会後、安来の富田城に帰城する。その後、慶長 2 年(1597)、秀吉の命で出陣、慶長 3 年(1598)正月、蔚山城の危急を救うため奮戦して秀吉の賞を得た。同年 5 月帰国、秀吉は功績に報いるため東伯耆も与えようとしたが、石田三成、安国寺惠瓊らの反対で実現しなかったといわれている。

慶長 5 年(1600)、吉川広家は毛利輝元に対して石田三成への協力を思いとどまらせ、黒田長政らを介し、毛利は石田方に協力しないことを徳川氏に保証、その後における防長の毛利領の安堵を得た。

市域の主な中世集落遺跡は、現在のところ検出されていないが、停滞期の砂丘上では盛んに農業生産活動が行われていたようである。なお、中世後期には文献資料等で既に米子城下の記載があり（米子城関連年表 P31~36 参照）、米子城下の発掘調査においても米子城築城以前に溯る遺物も出土していることから、城下の整備は中世期にある程度行われていたと考えられる。



新山要害



錦町第 1 遺跡の土層断面

中世の畠跡



博労町遺跡の中世の畠跡

(7) 近世以降

近世期には、慶長 5 年(1600)に中村一忠が西伯耆の領主となり、慶長 15 年(1610)から加藤貞泰、元和 3 年(1617)から池田由之へと国替えが続いた後、寛永 9 年(1632)岡山藩主から国替えとなった池田光仲が鳥取藩主となると、家老職荒尾氏が米子城預かりとなり、「自分手政治」を行うことが許された。以後明治期まで米子城下は荒尾氏により統治された。

米子城については、吉川広家が構築し、中村一忠が完成させ、慶長7年(1602)頃に入城したと考えられる。家老荒尾氏の時代に大規模な都市改造は行われていないことから、吉川氏、中村氏時代の城下の町割りが踏襲されたとみられる。城下の武家屋敷区域については、近年、米子城跡遺跡群として50か所以上の地点で発掘調査が行われており、いずれの武家屋敷も中世以降に堆積した砂上に構築されている。

2 周辺の主な城館遺跡

(1) 尾高城跡 (米子市尾高)

尾高城は、別名「泉山城」とも呼ばれ、米子市尾高の標高約40mの丘陵先端に築かれた中世城郭である。尾高の地は、城下に東西交通の要である山陰道が走り、大山寺や山陽方面へも通じる西伯耆の交通の要衝に当たることから、戦国時代には、軍事拠点として尼子、毛利両氏による攻防戦が幾度も繰り広げられた。尾高の大神山神社は、延喜式にも記載があり、尾高の集落がその時期から開けていたことを示す。城跡西麓の小字名に門田・土井脇・北屋敷・瓦屋敷・南屋敷・清水屋敷等が残り、上市屋敷・小市場屋敷・新市屋敷等の商業的機能を推察できるものも残る。

永正年間(1504~1520)行松氏は尾高城を居城とし、その後尼子方、毛利方と城主が変わり、永禄7年(1565)杉原氏、天正10年(1582)吉田氏が城主となり、関ヶ原戦後には中村一忠が領主となって米子城完成まで居住する。発掘調査によれば、北から二の丸、本丸、中丸、天神丸の4つの曲輪を連ねて構成されていることがわかり、また、13世紀代からの遺物が出土しており尾高城整備以前から居館が構築されていたことがわかる。

城跡は、昭和52年(1977)4月1日、米子市指定文化財「史跡尾高城跡」に指定されている。



史跡 尾高城跡(南大首郭)

(2) 富田城跡 (島根県安来市)

島根県安来市広瀬町富田の月山(標高190m)に築かれた山城である。歴代の出雲国守護職の居城で、戦国時代には尼子氏の本拠地となり、以後尼子氏とともに山陰の要衝の地となり、その後、城を巡って度々攻防戦が行われ最終的に尼子氏は毛利氏によって滅ぼされ、毛利領となった。西伯耆の領主となった吉川広家は月山富田城に入り、米子城の普請を開始した。堀尾吉晴が松江に居を移すまで出雲支配の中心地であった。城跡は昭和9年(1934)国の史跡に指定された。この城跡出土の瓦と同じ文様の軒平瓦が、米子城跡で出土している。

(3) 江美城跡 (鳥取県日野郡江府町)

蜂塚安房守が15世紀後半に築城した山城で、日野川に張り出した丘陵先端部に城郭遺構が残る。その後、大永4年(1524)の尼子氏の伯耆侵攻に伴って、尼子氏の支配下に入った。江美城のある一帯は山陰山陽を結ぶ交通上の要地であり、尼子氏と毛利氏による争奪戦が繰り広げられた。蜂塚氏は、永禄7年(1564)8月8日に毛利方の将・杉原盛重の猛攻を受け、落城する。以後、江美城は毛利氏の支配するところとなり、吉川氏により近世城郭へと改修され、慶長年間まで存続したといわれている。吉川氏の改修時に葺かれたとみられる瓦と同范とみられる瓦が米子城跡で出土している。

(4) 松江城 (島根県松江市)

堀尾吉晴により慶長 12 年(1607)に着工、慶長 16 年(1611)に完成された平山城である。吉晴は、慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦の功績により、遠江国浜松から出雲・隠岐 24 万石の大名として安来広瀬の富田城に入城したのち、近世城下町を形成するために宍道湖のほとりの標高約 28m の亀田山に築城を計画し、5 年間にわたる難工事の末、完成させた。城跡は国の史跡に指定されており、現存天守は平成 27 年(2015)7 月 8 日に国宝に指定されている。

